

# 船舶事故調査報告書

平成24年3月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年9月25日（日） 08時15分ごろ
発生場所	山口県下関市室津下漁港北西方沖 <small>むろつしも</small> 下関市所在の <small>こぐし</small> 小串港川 <small>かわたな</small> 棚防波堤灯台から真方位241°3,400m付近 （概位 北緯34°08.7′ 東経130°52.7′）
事故調査の経過	平成23年9月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <small>わかよし</small> 若義丸、2.5トン YG3-56739（漁船登録番号）、個人所有 7.88m（Lr）×2.49m×0.99m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、平成11年6月5日 B プレジャーボート <small>みさき</small> みさきⅡ、5トン未満 290-61468福岡、個人所有 2.79m（Lr）×1.54m×0.47m、ゴム ガソリン機関（船外機）、3.70kW、平成22年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月25日 免許証交付日 平成20年6月23日 （平成26年5月18日まで有効） B 船長B 男性 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年7月19日 免許証交付日 平成22年4月22日 （平成27年7月18日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 1人（船長Bが右腰部に軽度の <small>ねんざ</small> 捻挫）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 右舷船尾浮体部及び船外機に損傷（全損処理）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成23年9月25日08時00分ごろ下関市川棚漁港を出港し、船長Aが操舵スタンドの後方で立って手動操舵を行い、下関市観音崎西方沖のさわらひき縄漁の漁場に向けて約8ノ

	<p>ットの速力で南西進した。</p> <p>船長Aは、右舷船首方で漂泊中の僚船1隻（以下「C船」という。）とC船の近くにB船を視認したが、両船がA船の進路から離れており、腰が痛かったので椅子に腰を掛けて操船に当たった。</p> <p>船長Aは、再び右舷前方のC船を見たところ、C船の近くにB船がいなくなったことに気付いたが、移動したのだらうと思い、その後もC船を見ていたので、B船がA船の前路に移動して漂泊したことに気付かずに南西進した。</p> <p>船長Aは、船首方至近にB船を視認したので機関を後進にかけたが、08時15分ごろ、小串港川棚防波堤灯台から真方位241°3,400m付近において、A船の右舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船外機を装備したゴムボートであり、船長B及び同乗者1人が乗船し、室津下漁港を出港して06時50分ごろから同漁港北西方沖で漂泊して竿釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、釣りを行っていたところ、C船からはえ縄を揚げるので移動してほしいと言われたことから、陸岸に向けて移動を始め、約5分間航行してC船から十分に離れたところで船首を沖（西方）に向けて船外機を停止し、漂泊して竿釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、B船の右後方から接近するA船を視認し、A船がB船を避けるだろうと思い、同乗者と共にA船の動静を見守りながら釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、接近してくるA船に衝突の危険を感じたので、立ち上がって両手を振り、大声で叫んだが、両船が衝突した。</p> <p>船長Bは、海に投げ出されたが、A船に救助されて救急車により病院に搬送された。</p> <p>B船は、A船により室津下漁港にえい航された。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、操舵室がなく、操舵スタンドが設置されており、操舵スタンドの後方で椅子に腰を掛けた姿勢でも船首方の見通しは良好であった。</p> <p>船長Bは、6～7年前から夏場に船外機付きゴムボートで月に2～3回釣りに出ていた。</p> <p>B船は、船体塗色が青色であり、音響信号器具として笛を備えていたが、船長Bは使用しなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="513 1601 813 1646">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="813 1601 1442 1646">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1646 813 1691">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="813 1646 1442 1691">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1691 813 1736">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="813 1691 1442 1736">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1736 813 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="813 1736 1442 2065"> <p>A船は、室津下漁港北西方沖を南西進中、船長Aが、右舷前方のC船に注意を向け、船首方向の適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、室津下漁港北西方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、B船に向けて接近するA船に気付き、立ち上がって両手を振り、大声を出して</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、室津下漁港北西方沖を南西進中、船長Aが、右舷前方のC船に注意を向け、船首方向の適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、室津下漁港北西方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、B船に向けて接近するA船に気付き、立ち上がって両手を振り、大声を出して</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、室津下漁港北西方沖を南西進中、船長Aが、右舷前方のC船に注意を向け、船首方向の適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、室津下漁港北西方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、B船に向けて接近するA船に気付き、立ち上がって両手を振り、大声を出して</p>								

		注意を喚起したが、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、室津下漁港北西方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊して釣り中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じ方向や同一物標だけに注意を向けず、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> </ul>	